

平成30年 9月 4日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月4日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第22号 東庄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第23号 東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第24号 東庄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第25号 東庄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第26号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第27号 平成30年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第28号 平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第29号 平成30年度東庄町食肉センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第30号 平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第31号 平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第32号 東庄中学校駐輪場等整備工事(その1)請負契約の締結について
- 日程第18 議案第33号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について

- 日程第 19 認定第 1 号 平成 29 年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 2 号 平成 29 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 3 号 平成 29 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 4 号 平成 29 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 5 号 平成 29 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 6 号 平成 29 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 7 号 平成 29 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 26 認定第 8 号 平成 29 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 27 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

- 1 番 土 屋 光 正 君
- 2 番 宮 澤 健 君
- 3 番 佐久間 義 房 君
- 4 番 板 寺 正 範 君
- 5 番 花 香 孝 彦 君
- 7 番 大 網 正 敏 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 鈴 木 正 昭 君
- 10 番 山 崎 ひろみ 君
- 11 番 土 屋 進 君
- 12 番 宮 崎 正 吾 君

13番 鎌形 寿一 君

14番 城之内 一男 君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君

副町長 金島 正好 君

監査委員 平山 茂 君

総務課長 向後 喜一朗 君

町民課長 伊藤 雅晃 君

まちづくり課長 林 栄壽 君

健康福祉課長 海上 孝 君

会計管理者 飯嶋 実知子 君

病院事務長 寺嶋 利和 君

農業委員会事務局長 土屋 富士雄 君

教育長 五十嵐 正憲 君

教育課長 多田 克己 君

生涯学習担当課長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本 忠男

次長 石毛 美恵子

主査 岩瀬 知博

(午前10時00分 開会)

議長(城之内一男君)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成30年9月東庄町議会定例会を開会します。

開会に先立ちまして、去る6月定例会において承認されました6月5日の町長提案の承認第1号と承認第2号の議案番号に誤りがありましたので、訂正を行っていただきます。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

開会に先立ちまして、さきの6月定例会におきまして提案いたしました承認案件の2議案につきまして、議案番号に誤りがありましたので、おわびし、訂正をお願いいたたく存じます。

6月定例会に提案いたしました承認第1号の議案番号が第1回臨時会に提案いたしました承認第1号と重複をしておりました。お手元の正誤表のとおり、承認第1号、第2号をそれぞれ第2号、第3号に訂正をお願いするものでございます。今後このようなことがないよう気をつけてまいります。申し訳ございませんでした。

議長(城之内一男君)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 鈴木正昭君、5番 花香孝彦君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

平成30年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月28日に議会運営委員会を開きまし

て、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されました案件は、町長提案 21 件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から 9 月 14 日までの 11 日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第 1 日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は 4 人の議員から通告がありましたので、これを行います。続いて、同意第 2 号を上程、採決、その後、議案第 22 号から議案第 33 号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第 2 日目の 5 日には、認定第 1 号から認定第 8 号までの平成 29 年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算の内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託することとなります。

第 3 日目の 6 日から 13 日までは休会としまして、この間、6 日、7 日、10 日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審査日程によりご了承願います。

最終日、14 日には、時間を午後 2 時 30 分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第 1 号から認定第 8 号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から 9 月 14 日までの 11 日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 9 月 14 日までの 11 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について町長から報告がありました。内容については配付の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明があります。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、皆様にお配りしてございます専決処分の報告書についてをご覧いただきたいと存じます。

損害賠償の額を定めることについて、町長が専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページの専決処分書をご覧ください。

事案の概要でございますが、平成30年7月23日、東庄中学校職員駐車場において当該中学校主任用務員が刈払機を使用し、除草作業を実施していた際、石を飛散させ、駐車してあった損害賠償の相手方所有の自動車を損傷させる事故が発生いたしました。損傷の程度といたしましては、左側前部のドアガラス1枚の損傷でございます。

町といたしましては、当該中学校主任用務員の業務上の過失があったものと認め、2ページの和解条項内容で平成30年8月24日に専決処分をいたしました。

今後このような事案が発生しないよう、安全作業の指導に努めてまいり所存でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（城之内一男君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成30年5月21日から8月25日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

まず1ページ目でございますが、総務課の庶務関係です。7月1日付で土木技術者として経験を有する職員を一人採用しております。職員の採用にあたっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯関係でございますけれども、防犯カメラ設置工事を発注いたしました。犯罪等の予防を目的に町内2ヶ所に防犯カメラを設置する工事でございます。設置箇所は国道356号線笹川い地先ポケットパーク前の交差点と県道谷原息栖東庄線新宿地先昭和シェルガソリンスタンド付近の交差点でございます。

次に、2ページ目、防災関係でございますけれども、東庄町地域防災体制構築業務の委託業務を発注いたしました。これは東庄町地域防災計画の改定や洪水ハザードマップの作成、各種防災関係マニュアル並びに業務継続計画を策定し、東庄町の地域防災体制を構築するものでございます。

また、6月3日、消防団他8団体の協力によりまして、防災演習を実施いたしました。引き続き関係機関、団体の連携強化、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成30年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分2億5,662万3,700円、また国保税3億9,531万4,500円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、10ページ目、衛生関係でございますが、各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実施をしております。

また、11ページ目中段、子ども医療費、高校生等医療費対策事業として、5月から8月支払い分の実績を記載しております。この体制は子供達の健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与するものと考えております。

次に、13ページ中段から地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイ

サービスセンターの活動利用状況を記載しています。

引き続き子育て支援、老人福祉施策はもちろん、町民の皆様の健康作りに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、14ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路維持工事等13件の工事と道路詳細設計業務等の4件の委託業務を発注いたしました。

次に、16ページの下段、商工観光関係でございますけれども、天保水滸伝遺跡観光案内駐車場整備工事を発注いたしました。

また、17ページ目になりますが、8月は大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催をされました。更に今年も東庄パーク&ビア夏祭りが開催をされ、町内外から多くの人が集まり、賑わいを見せました。

次に、17ページ目、水道関係でございますけれども、消火栓修繕工事及び配水管の管網計算業務委託を発注いたしました。

最後に19ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ40.74人、101.04人となっております、順調に運営されているものと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、20ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を4回、協議会を2回、記載のとおり開催しております。協議会では統合小学校の校舎改修や中学校駐輪場等の整備工事について、また幼稚園設置条例の一部改正についてなどの協議をいたしました。

次に、2項目目の学校教育関係の（1）契約関係では、大阪北部地震でブロック塀が倒れて小学校児童が亡くなった事故がございましたが、本町の各小学校の点検の結果、東城小学校のプールのブロック塀が大阪で倒れたブロック塀と同じ状況で危険と判断したために、すぐにブロック塀撤去及びプールフェンス設置工事を行いました。

また、小中学校の特定建築物の防火設備検査及び定期報告書作成委託業務、中学

校テニスコート移設追加工事を契約いたしました。

今後も児童生徒が安心して学習に取り組めるように、教育環境整備に努めてまいります。

(3) 諸会議でございますが、長期欠席児童生徒対策委員会を民生・児童委員、小中学校生徒指導担当者にお集まりいただき、長期欠席防止に関して意見交換を行いました。不登校になってしまう児童生徒が一人でも少なくなるように、個々の状況を把握して、サポートしてまいります。

(4) 統合小学校関係では、通学・安全部会、総務部会、小学校統合全体会議を記載の期日に行いました。また、スムーズに統合していけるように2年生、3年生、4年生がそれぞれ各1回、笹川小学校に集まり、児童交流を行いました。

次に、21ページ、3項目目、生涯学習関係の生涯学習事業では、子供達対象の事業、文化のつどいなどの事業を行いました。子供会キャンプでは小学生66名が、茨城県立白浜少年自然の家に行き、活動いたしました。

また、文化のつどいには600名が参加して行われました。

社会体育事業、公民館事業、22ページ上段の図書館関係では、記載のとおり各種事業を実施いたしました。特に公民館事業は5月、6月に各種事業が開始され、人気の健康を維持する講座は教室を増やしたり、男性だけの教室を作ったりして、より多くの方が参加出来るようにしてまいります。

最後に、学校給食センター関係では、5月21日から7月末までの給食日数が42日で総給食数は4万5,519食でした。1学期、給食最終日の7月19日に給食センター運営状況について、給食センターの運営状況についてを議題にして、給食センター運営委員会を開催いたしました。そこでは昨年度の給食センターの運営状況について報告し、承認されました。

また、今年度から給食費が無償化になったことに伴い、給食費の改定及び給食費の助成について説明がございました。給食センターは老朽化しておりますが、新しい給食センターが完成する平成32年まで、衛生管理に十分気を配り、安定した給食の提供を続けてまいります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにいたします。

議長（城之内一男君）

これで行政報告は終わりました。

日程第 5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4 番、板寺正範君。

4 番（板寺正範君）

おはようございます。それでは質問させていただく前ですが、質問の中の町道の位置関係が言葉ではわかりづらいと思いますので、議長の許可をいただきまして、事前に地図を配付させていただきました。なので、参考にしていただければと思います。

質問事項、笹川駅南地区の整備について。

笹川駅南地区の整備については、これまでも一般質問をさせていただきました。まず、平成 27 年 3 月定例会において、東庄都市計画での笹川駅南地区の整備について質問いたしました。

内容は、現状の行きどまりのような道路ではなく、町道 2015 号、2006 号、2017 号を立体的に拡幅整備し、緊急車両なども周回出来るような安全安心な地区にしてほしい。そのことにより、遊休地の所有者も土地の有効活用について真剣に検討が始まるのではないかと質問いたしました。

その時に、町政施行 60 周年を機に出来るところからスタートし、町単独で道路、排水事業を実施していくと力強い答弁をいただきました。そして道路整備事業が着手され、現在はかなり進んでまいりました。この地域の流末排水計画について、あまり進捗が感じられないため、平成 28 年 6 月定例会で流末排水の今後の方向性と問題点について質問いたしました。

この時は、流末排水路については、新ルートの選定と概略設計を実施しましたが、事業費が大変大きなものとなるので、今後、費用対効果と財政状況につき十分検討する必要があるとの答弁をいただきました。

あれから 2 年が経過しました。改めて質問をさせていただきます。

要旨 1、道路整備の進捗状況について。

町道 2015 号も町道 2006 号も笹川駅西側道路排水、町道 2017 号について、これまでの経緯とこれからの予定を伺います。

要旨 2、流末排水の今後の方向性について。

平成 28 年 6 月定例会で答弁があった新ルートでの排水路整備について費用対効

果と財政状況につき、十分検討する必要があるとのことでしたが、改めてこの検討内容、詳細を伺います。

以上2点が最初の質問となります。2回目からは自席にて行います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、板寺議員さんからの質問にお答えをさせていただきます。

質問要旨1の道路整備の状況について。まず、町道2015号線と町道2006号線の経緯と経過を説明いたします。

町道2015号線は、東庄郵便局から西へ約510メートルの区間です。町道2006号線は、笹川駅西側の伊能踏切から大利根用水に向かって約250メートルの区間です。この両区間は、平成26年8月に議会議長宛てに道路拡幅整備の請願書が提出されました。伊能踏切からの区間は、東庄郵便局から入ってきたT字路から大利根用水に向かって約150メートルを平成27年から28年度にかけて道路改良工事を実施しました。

東庄郵便局からの区間は、平成28年から平成30年度にかけて改良工事を実施しており、概ね工事は完了しております。しかし、地権者の方などの了解が得られず、部分的に狭隘な箇所も残ってしまっています。狭隘箇所については、今後も地権者に了解を得られた段階で拡幅していきたいと考えております。

次に、今後の予定ですが、来年度以降につきましては、伊能踏切から、東庄郵便局から入ってきたT字路付近にある水路まで、現在、仮舗装された100メートルの区間と伊能踏切から年能町民広場へ80メートル程度進んだ位置まで地中構造物による流末排水工事を計画しております。

この地中構造物による流末排水工事は、笹川駅西側の排水対策として実施するもので、流末排水工事が完了後、JR成田線の軌道横断排水工事をJR東日本千葉支店に委託し、実施する予定であります。

その後、笹川駅西側の道路排水整備約270メートルを実施して、軌道横断排水箇所に接続し、自然流下で排水出来るように計画をしております。

なお、笹川駅西側の約270メートルの区間では、現在、この区域は排水の放流先がなく、個々にポンプアップにより、駅前方向に排出している状況でございます。

また、伊能踏切から東庄郵便局から入ってきたT字路付近までの工事については、既設水道本管が流末排水工事に支障となるため、事前に移設工事を実施します。その後、流末排水管を埋設して、道路側溝を整備して舗装工事を行います。

また、その工事の際に、T字路の隅切りなど、用地の協力を地権者をお願いし、整備したいと考えております。

最後に、町道2017号線についてですが、この区間は駅南側の大利根用水側にある約500メートルの未舗装道路です。こちらは平成27年9月に議会議長宛てに道路拡幅整備の請願書が提出されました。今後の予定といたしましては、駅西側のこれら道路排水整備などを完成させた後に整備していきたいと考えております。

続きまして、質問要旨2の流末排水整備の今後の方向性についてお答えいたします。

まず、新ルートでの排水整備計画についてでございますが、平成27年度に設計コンサルタントにルート設定など、概略設計の計画を委託しました。その結果、現在の排水路を併用しながら、新たに笹川駅南側の中央に流れる水路の県道出口から地中構造物で仲内地区を經由して、桁沼川に放流する案が示されました。費用としては本体工事だけで概算で4億円の見積額でした。その他、附帯工事などとして必要と思われる経費として、県道横断部分のNTT光ケーブルの布設替え工事、町水道本管のルート替え変更工事と布設替え工事、また駅南側の水路を整備するための工事用地、管理用地などの用地取得費が必要となります。更に桁沼川が増水した場合、桁沼川へ接続する出口がふさがれて、機能がしなくなる場合があります。そのため、強制排水するための貯水施設やポンプアップ施設、桁沼川からの逆流を防ぐためのゲートなども数ヶ所を設けなければならないと想定されます。

その他にも各関係機関と協議が必要となるため、詳細な調査、実施設計などの委託料も必要となります。

以上のことから、本工事費、附帯工事費、用地取得費、委託料などを合わせると大変な費用がかかることが想定されております。つきましては、この排水整備計画にかかる費用に見合う事業効果が期待できるのか、この財政状況下で計画に着手すべきであるかどうか十分な検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

町道2015号の整備については、大変工事着工が難しい道路であったかと思えます。道路の形状を見てもその苦勞がよくわかるところでありますけれども、地権者の皆様のご協力と町担当課、担当者の頑張りで道路整備が、工事が出来ました。近隣の方々も本当に喜んでいることをここで報告いたします。

流末排水についてですが、新ルートでの排水路事業化が大変難しいということはいろいろ話を伺っている中でよく理解出来ます。しかし、難しいとって現状のままではいけないと思えます。そこで、別の角度から排水路についていろいろ検討していただけないかなというふうに思っています。

現状は、耕作していない土地、あるいは耕作出来ない土地の一部が貯水池的な役割をしていて、緩やかに南地区中央に流れる排水路に集まり、根方地先で笹川旭県道の側溝に入り、郵便局前、そして線路の下をくぐり、大上を通り、県道の下をくぐり、笹川繁蔵記念碑のところを通過して桁沼川に流れています。

そこでですが、例えば、現在、雨水がよくたまる未耕作地を貯水池や流水地的な感覚でとらえたらどうでしょうか。行く行くは町が管理出来るようになればいいと思えます。そして、駅南地区中央に流れる排水路から桁沼川排水口までの水路を出来る限り深く、大きくすることが排水改善の第一歩になるのではないかと考えます。いきなり大きな事業計画で一挙に解決しようとする、この地域では大きなリスクが伴いそうです。状況を確認しながら進んでいく方向がここでは合っているのかなと思っています。まずは既存の中央排水路から桁沼川出口まで排水路拡幅整備を進めていくべきではないでしょうか。見解を伺います。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、既存の排水路の改修計画等についてお答えをさせていただきます。

現在、町では駅南側地区の中央に流れる水路の県道の出口から、東庄郵便局までの県道の排水路について、水路幅も狭く、底敷が高い箇所もあるため、県道を管理する香取土木事務所に水路の拡幅と底敷を下げるための排水整備を要望しております。早期に工事が着手してもらえるように、町も協力を惜しまない意向であります。

駅南側に中央を流れる排水路の整備については、現状では県道の排水路の底敷が高いため、排水路に水がたまらないと、県道に流れない状況にあります。そのため、この水路の整備については、県道の排水路を整備した後に改めて断面や敷高等を検討する必要があると考えております。

また、桁沼川吐き出し口の断面も大きくすることについても検討しております。

以上のように、既存の排水路で効果があり、改修可能なものがある場合は順次、着手して改修をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

4番、板寺正範君。

4番（板寺正範君）

ありがとうございます。質問というより要望としてお聞きいただいて結構ですが、何かありましたらこの後、お聞かせください。

笹川駅南地区の整備について、今回の一般質問で3度目になりました。なぜここにこだわっているのかというと、この地域にお住まいの方や利用している方の安全安心の確保、利便性の向上はもちろんですが、これから家を建てるために土地を探している方の受け皿になるのではないかと考えているからです。町道2015号が工事中の時に既に1棟、子育て世代の若いご夫婦が家を建てました。笹川駅南地区は、家を建てるにはとても環境のいいところだと思います。少し紹介させていただきますと、まず駅が近い、郵便局、銀行、商店、スーパー、コンビニも近いのでとても便利。ふだん大きな車が入ってこないのも、静かで交通に関する安全性も高い。伊能踏切近くに年能町民広場があり、今後整備していくと運動公園として使っていくのではないのでしょうか。

町道2006号から町道2017号に入ると、右手、大利根用水あたりにきれいな湧水が出ているところがあります。そして、もう少し進んでいくと国有地で小さな細長い池が現れます。そこは大利根用水ふもとから湧水が出ていて、その水が池に流れ込み、いろいろな生物がそこに集まります。昔はもっともっと大きな面積で、鶴が飛来したというところから鶴ヶ池と呼んだそうです。ここも少し整備すれば、子供達にとっては格好の遊び場、憩いの場になると思います。そして、池の先を右手に入ると墓地があります。昔ここに西光寺というお寺があり、そこに須賀山

小学校という、笹川小学校の前身にあたる学校が開校された場所だそうです。小高いところに、やはり駅南側が見えて、本当に景色も良好です。

その先の日枝神社は、小さな社殿があり、昼でも薄暗く、しんとしていて、別世界の入り口のようなところですよ。一人で行くと夏でも違う意味でひんやり涼しいところですよ。

そういったように、2006号から入ってここまで自然に浸れる本当に気分のいい静かなウォーキングコースにもなります。いかがでしょうか。いいと思いませんか。

話を戻しますと、東庄町の人口、世帯数について、多くのデータによると5年間で人口約1,100人の減、世帯数が158戸の増となっております。世帯数の増は、他にも病院があるということを知っていますが、家、家族に対する考え方がここ数年で大きく変わってきた気がします。人口減少の中でも二世帯、三世帯同居は少なくなりました。若い人達が家を建てる土地を探しています。この中でも同世帯の若い住民が集まるような新しい地域を望んでいるように感じます。

そんな方達に笹川駅南地区を是非お勧めしたいなと思います。それには町道2017号と流末排水路の早期整備が必須だと思います。

そしてここにもう一つ、ここに転居してくる方、土地を譲っていただける方に対する支援事業を充実させ、町として歓迎する気持ちを表していくことも必要だと思います。

町外に流出する子育て世代をここで受けとめましょう。東庄町は昨年4月に過疎指定を受けました。過疎地域自立促進計画を立て、過疎対策事業債を活用し、様々な事業を計画しています。笹川駅南地区の整備も大きな過疎対策ではないでしょうか。活用出来るものを活用し、事業をスピードアップして、子育て世代の皆さんが集まってくるようなエリアが早く出来ればいいと思っています。

最後に、笹川駅南地区の早期整備を要望して一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（城之内一男君）

答弁いいですか。

次に、10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ）

議長のお許しを得て、本日の一般質問を行わせていただきます。

初めに、質問事項1の不育症の周知、患者支援の取り組みについて伺います。

厚生労働省の調査で、独身の男女に将来子供を何人希望するか聞いたところ、2013年の調査で「0人」と回答した人が10年前に比べ、男女とも増えていました。一方、既婚の男女が希望する子供の数は、10年前は「2人」が最多でしたが、今回は「3人」が多数派との結果が出ていました。

多くのご夫婦は、子供を産み育てたいと望んでいるのです。しかし、昨今は結婚をしない、または結婚の晩婚化が進み、少子化は避けられない状況です。結婚をしている夫婦の悩みとして、赤ちゃんが欲しくても授からない不妊症のことは広く知られているところです。

本日の質問事項であります不育症について。不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、これは生後1週間以内の赤ちゃんの死亡のことをいいますが、これらを繰り返して、結果的に子供が持てないことと定義されています。

流産の確率は年齢と共に上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では、深刻な問題の一つでもあります。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%などで、原因不明は65.3%となります。

しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告されています。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることが出来るということです。

流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって、心身共に大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままです。厚生労働省は、平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、

自治体に配布しました。そして平成24年10月に全国の相談窓口の一覧表を公開しました。不育症の治療には、多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体もあります。

このようなことから、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であります。

そこでお伺いいたします。不育症について、我が町ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

また、気軽に相談出来る相談窓口体制の充実が必要であります。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのか。更に不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えを伺います。

次に、2番目の質問事項であります子育て世代が定住したいと思う町作りについて伺います。

町内で3世代、4世代同居のお宅はどのくらいあるでしょうか。理想としては、現役世代が親の面倒を見て、孫やひ孫がお年寄りと触れ合って賑やかに暮らす家、かつては当たり前だった家族形態はだいぶ前に変化しています。私の知る限りでも、結婚をし、とりあえず町内のアパートや近隣の市にあるアパートに新居を構え、暮らしている若夫婦が何組もいます。いずれは東庄町で暮らしたいと思っているが、親と同居する考えは無いようです。親世代も一緒に暮らすことを望まない方も多くいます。子供が出来、アパートでは手狭になってきて、一戸建ての家が欲しいと考えます。今住んでいるアパートの家賃も結構な金額です。出来ればローンを組んで、家を新築したいと考える方が多くいます。実際に同年代の親御さんから、息子が町内に家を建てたいが、東庄町には分譲地が無いねと言われました。私の耳にだけ入っているわけではないと思います。せっかく我が町で子育てがしたいと望んでいるのに、町としてその要望に応える考えはありませんか。見解をお聞きします。

次に、乳幼児の紙おむつの助成について伺います。

私は28年3月議会の一般質問で、隣の旭市で実施している2歳未満の子供に月額3,000円の紙おむつ購入券の助成をしている例を挙げ、我が町でも実施すべきと提案させていただきました。その時の答弁は、「子育て支援対策として必要か

と思う。助成額、助成期間などについて専門的な意見も伺いながら検討したい」とありました。その後、町としてどのような検討がなされたのかお聞きしたいと存じます。

更に第2子、第3子が生まれると、出産祝い金として現金で差し上げているところもあります。これについても町の見解をお聞きしたいと存じます。

また、現在、多くの利用者がある放課後児童クラブ、通称学童保育ですが、所得によって違いのある保育園の保育料とは違い、利用料は一律になっていると思われまます。シングルマザーだったり、2人同時に預けたりする場合、金額が大きくなり、経済的負担を感じているとの声をお聞きします。一定の要件で助成する考えはありませんか。見解をお聞きします。

子育てには大変お金がかかります。国としても様々に子育て支援策をしていますが、町としても更なる支援で子育て世代が定住したいと思える取り組みをすべきと考えます。

次に、安心して子育て出来る保育・教育の環境整備ということで、昨年度末、我が町にとってこれまでにない保育園の待機児童が出てしまうということで、大騒ぎしました。結局最終的に10人前後の待機児童が出てしまいました。本当に残念で、悔しい思いでした。

これをまた繰り返してはいけないと思います。我が町では、かねてから要望してきた子育て支援係が4月から新設されました。大いに期待したいと思います。現在、町内で1年間に赤ちゃんの生まれる数は70人に満たないと聞いております。であれば、一人一人に細かく目が届くのではと考えます。これまでも職員の皆さんは、乳幼児健診や保育園、幼稚園との連携もよくやっただいていただいていると私は理解しております。幼稚園もこども園としてスタートさせると伺っています。来年度は保育園の待機児童は何としても防いでいただきたいと考え、早目の対策を講じていただきたく、質問させていただきます。保護者が安心して仕事と子育てが出来るよう、町としてどのような手だてをお考えなのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、山崎議員さんの質問にお答えをいたします。

質問事項の1番目、不育症の周知、患者支援の取り組みについて。質問要旨、不育症について町の認識、治療費の助成について、お答えをいたします。

不育症とは、議員がおっしゃられるように、妊娠しても2回以上の流産、死産、もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡により、結果的に子供を持つことが出来ないことと定義されております。

また、不育症と診断され、専門外来で検査、治療した人のうち、多くの方が無事出産出来ているとの報告もされております。

最初に、町の認識ということですが、不育症施策については、少子化対策の一環として大変重要なことだと認識をしております。また、相談窓口と周知啓発についてですが、現在、県内の保健所が不育症の相談窓口となっております。

また、周知啓発については、現在、町では行っておりませんが、今後、町ホームページ及び広報等で町民に周知していく予定であります。なお、町への不育症についての相談ですが、現在まで1件もございません。

続きまして、不育症の治療費助成制度についてですが、県内では6市町の自治体の実施しております。近いところでは平成24年度から酒々井町、平成27年度から成田市が実施しております。件数としては、今までに酒々井町が1件、成田市が3件となっております。不育症の治療費助成制度について、町としましても、少子化対策の一環として、要綱等を整備し、なるべく早い時期に導入したいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から質問事項2、子育て世代が定住したいと思う町づくりについての質問要旨1、子育て世代が希望する住まい作りの支援についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、近年は多世代で暮らす家庭が少なくなっており、親と同居しないでアパート住まい等の若夫婦が増えていると思われれます。その後、子供が生まれてから新たに戸建てを購入したい時に不動産情報がないために苦労されている例もあるようでございます。

町といたしましても、住宅地として分譲出来るような町有地があれば良いのですが、そのような町有地は現在、無いのが現状でございます。

また、空き家、空き地バンクを実施しておりますが、登録件数が少ない状況でございます。町内に新たに居住される方が増加することは町としても望ましいことでございますので、民間不動産業者と協力、連携出来ることがあれば実施し、情報発信出来るように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、質問事項の2番目、子育て世代が定住したいと思う町づくりについて、質問要旨の2番目、紙おむつの助成、出産祝金、学童保育利用料の助成について、質問要旨の3番目、安心して子育て出来る保育・教育の環境整備についてお答えをいたします。

初めに、質問要旨の2番目の紙おむつの助成、出産祝金、学童保育利用料の助成についてお答えいたします。乳幼児の紙おむつの助成についてですが、平成28年3月議会の一般質問に対する回答後、町としてどのような検討がなされたかということですが、乳幼児の紙おむつを取り扱っている小売店が町内になかったことから、町内で取り扱いのあるドラッグストア等を検討していたところであります。子育て支援対策として必要と考えますので、引き続き検討してまいります。

第2子、第3子への出産祝金についてですが、子育て支援、また少子化対策として有効と考えますが、県内の市町村の状況等を把握し、関係部署と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

放課後児童クラブ、通称学童保育の利用料助成についてですが、現在、放課後児童クラブの利用者については、一律で1時間あたり160円の利用料をいただいております。

平成32年度から小学校が統合され1校となること。来年10月から幼児教育・保育無償化が実施される予定であること。また、保育所保育料について、ひとり親家庭及び多子世帯等で軽減を行っていることから、学童保育利用料の助成についても検討してまいりたいと考えております。

続いて、質問要旨の3番目、安心して子育て出来る保育・教育の環境整備についてお答えをいたします。

平成30年度保育所入所待機児童については、当初24名でしたが、最終的には7名となりました。町内の各保育所に保育士の確保をお願いしてまいりましたが、大変厳しい状況に変わりはありません。

出生児の数についてですが、平成27年度が67人、平成28年度が78人、平成29年度が53人となっております。来年度の幼稚園入園説明会及び保育所入所説明会については、例年より1ヶ月程度早く開催する予定であり、保育所入所決定通知等についても例年より1ヶ月程度早く保護者の方へ通知出来るよう、計画をしております。

また、来年度から幼稚園が認定こども園化をしてスタートする予定でありますので、少しでも保育所待機児童の削減につなげるため、現在の保育所の4歳児の多くが認定こども園に進んでいただけるよう、関係部署と連携をしております。

今年4月に、子供が健やかに育ち、子育てに関する福祉環境をより充実させることを目的に子育て支援係を新設しました。待機児童が発生した際には、各保育所と連携しながら待機児童ゼロを目指し、速やかに対応を協議してまいりたいと考えております。

また、千葉県において、効果的かつ検証可能な対策を講じ、待機児童の早期解消を目指すため、本年9月に千葉県待機児童対策協議会を立ち上げることから、町としましても協議会に加わり、情報等を収集しながら待機児童解消に向け、協議してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

初めの不育症の件ですが、相談窓口はやはり専門的なことということで、直接ではなくホームページとか県の専門窓口よりということで了解いたしました。

助成制度の方なんですけれども、県内6市町が実施しているということです。先程課長の答弁にありましたけれども、利用者は少ないというお話がありましたけれども、相談もうちの町はないというお話もありましたけれども、本当に表に出しに

くいデリケートな問題なので窓口相談するというのはなかなか難しいことだと思います。相談の体制もそうですし、治療費の助成もきちんと制度化するべきだと思います。利用者があるとかないとか、多いとか少ないとかじゃなくて、制度はちゃんと整えなければ使うことは出来ませんので、来年度に向けて早急に設置してほしいと思います。

それから、2番目の定住したい町作りについてなんですけれども、先日の香取郡市町の研修大会の藤山浩氏の講演にもありましたけれども、30代の女性の流出を問題視されておりました。人口減少を食い止めるには、子供を産み育てる現役世代の定住が鍵となるということです。先程板寺議員の質問にもありましたけれども、分譲地、土地を町で探してとかというのは難しいのかもしれませんが、誘致の方法もいろいろあるかと思います。ある程度の数、住宅が建てばそこが一つのコミュニティになると思います。今現在も区に加入しないとか、区から抜けるとかということが問題になっていますが、無理やりそれに縛りつけることも出来ないと思います。同年代の子育て世帯が集まれば、そこにつながりも出来てコミュニティも出来ます。現在でもアパートの家賃を払い続けるなら、住宅ローンを組んで家を建てたいと考えるのが経済的で現実的です。このままでは、町外にどんどん流出してしまうと思います。それを是非認識していただきたいと思います。

先日、8月31日の千葉日報に多古町が積水ハウスと協定を結んで、住宅のことですけれども、提携を結んだということで、細かいことはわかりませんが、多分、分譲地のところに提携を結んで積水ハウスが入るのかなと思いますけれども、多古町とは条件が全然違いますけれども、うちの町はうちの町のやり方で分譲地のことも考えていただけたらなと考えます。

それから、紙おむつの件ですが、先程の答弁では、検討なので、やらないということかだと思います。赤ちゃんの紙おむつは月に5,000円ぐらいかかります。町内に販売店がないということもありますけれども、それは何とか工夫をして出来るんじゃないかと思います。2歳未満というのも、やっぱり時期を設定しているというのが2歳未満で、おむつが外れる時期までにを目標にして、2歳未満で旭市もやっているかだと思います。うちの町でも是非助成制度が出来るとお願いしたいと思います。

出産祝い金というものが現金でという、その現金はどこにいくかわからないと

いう心配される方もおりますけれども、一部の方を除いては本当に子供のために使っているわけですので、その辺も検討していただきたいと思います。

それから、保育園の待機児童ですけれども、一つには来年度から実施予定のこども園型の幼稚園に該当者の80%以上は入園してもらえるように努力してやってほしいと考えます。そうすれば保育園の定員枠にも余裕が出来ます。また、最近出産した母親の就業状況の把握をして、一人でも困る方が出ないように細かな対応をお願いしたいと思います。

更に保育園の0歳児、1歳児の受け入れが厳しいことは目に見えています。早目の対応、対策を講じられるよう、情報の共有、打開策の検討が必要かと思います。先程の答弁では細かいところが全然見えません。最終的には保育士さんが確保出来なくて入れられなかったということになるかと思います。担当課だけでなく、役場全体で意識を持って取り組んでいただきたいと望みます。昨年度のように土壇場に来て慌てることのないようお願いしたいと思います。

赤ちゃんが生まれることは本当に喜ばしいことなんですから、町全体で応援すべきと考えます。今は共働きが当たり前の時代です。初めての出産、子育てで不安がいっぱいの方、また2人目、3人目を出産して、保育園に入れられるかどうかと心配しながら妊娠期や育児休暇を過ごさなければならないような現状にしてほくはないと思います。子育て世代が安心して育児、仕事に取り組めるようにすべきと考えます。もし具体的な案があるのであれば、ご答弁をお願いしたいと思います。紙おむつの件にしても、2年かけて検討した割には同じ答弁だと思しますので、是非お願いしたいと思います。

議長（城之内一男君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、2回目の質問にお答えをいたします。

最初に学童保育利用料の助成制度についてですが、先程申し上げましたように、要綱等を整備し、なるべく早い時期に導入したいと考えていると申し上げましたが、出来れば来年から出来るよう、整備をしていきたいと思っております。

続きまして、乳幼児の紙おむつの助成、また第2子、第3子のお祝い金につきましても、子育て支援として重要なことと考えておりますが、今は昨年発生しまし

た保育所入所待機児童解消のための施策が優先と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、0歳児から1歳児の保育所関係の入所等についてでございますけれども、同じ健康福祉課にあります保健衛生係等で行っている乳児の検診時等に保健師が保護者に対しまして育児休業が終了して職場へ復帰する場合、保育所入所についての聞き取りや相談に応じており、人数の把握に努めております。情報等を共有しながら、待機児童が出ないようにしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

全て理解させていただきました。とりあえずは待機児童なしが一番の喫緊の課題かと思っておりますので、そちらの方に重点的に予算も組み入れるということで、絶対、待機児童が来年度はなしということでお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（城之内一男君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

統合小学校の整備について。

新しい小学校は、笹川小学校を利活用するということですが、開校に向けてどのように整備するのかお伺いします。

1、教室のリフォームについて。リフォームの主なものとして、床の張り替えとエアコンの取り付けがあると聞いております。子供達が授業を受けながらの工事となると、春休みと夏休みしかありません。開校まであと1年半となりました。わずかな期間で開校までにリフォームが出来るのでしょうか。リフォームの内容と工程表をお示してください。

2番目に、校庭の整備について。

校庭の教育的価値、教育的効果は教室での授業と同等か、あるいはそれ以上のものがあるのではないかと思います。校庭イコール運動場と呼ばれているように、た

だ運動するだけの場所と考えてきたのではないのでしょうか。広い校庭を整備の仕方によっては、教室での授業以上の教育的効果が期待出来るのではないのでしょうか。私は、校庭の整備について、二つの提案をいたします。

その1、校庭の芝生化。芝生化のメリットとして、1、子供達が屋外で遊ぶ時間が増える。2、けがが減少する。3、子供達の基礎運動能力が向上する。4、虫や鳥などの自然観察の場となる。5、美観が向上する。6、砂ぼこり等の飛散防止効果が期待出来る。7、子供達のストレス発散効果が期待出来る。

以上のようなメリットが考えられます。これほどの教育的効果は教室の授業では出来ません。これはまさに芝生化によるメリットであり、子供達に歓迎され、喜ばれること間違いなしです。

その2、校庭の外周には里山ゾーンを。校庭の外周には小さな里山、5メートル幅の里山ゾーンの整備を提案いたします。校門の近くには立派な松や槇の木があります。これらの木は、来校する人のために植えられていて、子供達にはなじみません。里山ゾーンには、どんぐりや楓、花や実のなる落葉樹を中心に植樹することで、昆虫や鳥などが生息する環境が出来ます。学校にしながら自然観察が出来るということは、子供達にとっては最高の教育環境の整備となります。教室や体育館の整備も必要なことですが、校庭の里山ゾーンを整備することにより、子供達が自然と触れ合いながら学ぶことが出来ます。偏差値だけを目指した教育だけでは、人は幸せに人生を送ることが出来ないという研究報告もあります。

以上、校庭の整備について、芝生化と里山ゾーンを提案いたしましたが、教育委員会としてはどのように考えますか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、統合小学校の整備について、ご説明させていただきます。

質問要旨1の教室のリフォームについてですが、既存校舎の改修関係では、北校舎の大規模改修についての設計業務委託費と南校舎の空調設備についての設計費及び工事費を平成30年度に事業を実施すべく、この9月定例議会に補正予算として提出させていただきました。

これは5月の全員協議会においてご説明しました北校舎の大規模改修の詳細な内容を設計業者に委託するものと最近の夏の異常な気象状況を考慮し、平成31年度に予定していました南校舎の空調設備も前倒しし、今年度中に整備するためです。

今後、設計業者が決定次第、詳細なスケジュールについては詰めさせていただき、ご説明させていただきたいと思います。

整備の概要については、5月の全員協議会でご説明したとおり、完成した新築校舎については1階に普通教室3教室と2階に音楽室と相談室があることから、これらを普通教室として活用すると五つの教室を用意出来ます。この5教室を活用しながら、平成30年度中に空調設備を整備し、来年度の夏休みを中心に北校舎の大規模改修を行います。

現在の計画では、ただいま申しましたように、北校舎においては空調設備の工事と大規模改修工事が同時期ではないため、児童の教室移動は二度になってしまい、学校側に負担がかかることが想定されることから、学校側と現在の計画について協議、調整を行いました。その中では、児童の移動、入れ替えは可能だとの回答を受けています。今後も十分な協議、調整を行い、混乱が生じないような形で整備を進めていきたいと考えております。

次に、質問要旨2の校庭の整備についてですが、1点目の校庭の芝生化について、議員のおっしゃるとおり、メリットとしましては、子供達が緑と触れ合う機会が増える、転んでもけがをしにくくなる、砂ぼこりが防げる、ヒートアイランド現象が緩和されるなど、様々な効果があると考えられます。

一方、デメリットとしましては、初期投資の費用や維持管理の問題が挙げられます。芝生を維持するためのスプリンクラー等の散水設備や使いやすいグラウンドとするには、週に一度以上の芝刈りを実施する必要性があることを聞いております。各地で校庭、園庭の芝生化の事業が実施されていますが、費用をかけ整備しても維持管理が難しく、数年で芝生がなくなってしまうといった例も多数あると聞いています。成功例の多くは、学校と地域住民、保護者が一体となり、ボランティアとして学校に集まり、維持管理を共に行うといった体制作りが出来ているようであり、そのような体制が必要不可欠だと思われれます。

今後はこども園や学校に投げかけ、メリット、デメリットを考慮した上で検討してまいりたいと思います。

2点目の校庭の外周に里山ゾーンを整備する件についてですが、現在の笹川小学校において議員のご提案のようなスペースを確保することは非常に困難な状況です。子供達が自然と触れ合うことも情操教育上、大変重要なことであるとは理解しております。小学校教育課程を実施する上で必要に応じ、スクールバス等を活用し、東庄県民の森等で自然と触れ合う機会等を設けるよう、学校側と話し合っていきたいと考えています。

現在は、校舎の建設や放課後児童クラブ等の建設で統合小学校である現笹川小学校の敷地内は様々な工事が動いている状況です。今後、学校施設の整備が終了しましたら、管理の面も考慮し、学校側と協議し、可能な限り緑を増やす努力をしてまいりたいと考えています。

私からの答弁は以上です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、私は教育委員会にお尋ねしたんです。教育委員会の見解を求めたいと思います。

今、芝生化について、コストがかかる、それからいろいろと管理が大変だということであります。4、5年経つと芝生がなくなってしまうと、私はそんなこと絶対ないと思います。管理だってそんなに難しくないですよ。乗用の芝刈り機で一人でやったら、そうですね、30分から1時間でちゃんと出来ますよ。それから初期投資がかかると言いましたけれども、何億とかかるんですか。かからないと思います。子供達にこういうメリットがたくさんあるんです。私がこういう、いい芝生化を提案すると、反対するんでしょうか。私は全然それには納得出来ません。もう一度答弁してください。

それから、今、秋田県の教育が注目されております。全国学力テストで3年連続で1位が続いています。教室での授業以外にもいろいろ考えているようです。少人数学級の推進や何かわからないことがあった時には、まず自分自身で考えるように指導するとのこと。そのために県費60億円を使っているとのこと。秋田県の学力向上には、教室の授業以外の力が働いているのではないのでしょうか。

さて、学校での授業が本当に楽しいと思える人は数えるほどしかいないのではな

いでしょうか。学校へ行くのが楽しいと思う人を一人でも多くすることは我々大人の責務ではないでしょうか。楽しい学校づくりの一つに、学校の校庭の整備があるかと思います。校庭の環境整備をすることにより、芝生の上で思い切り運動し、四季の変化、校庭の美しさを感じられるのではないかと思います。子供達はこの美しい校庭を一生忘れられることはないと思います。この校庭の整備は、東庄町民から次代を担う子供達へのプレゼントです。教育委員会の見解を求めます。

議長（城之内一男君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、ただいま芝生化についての質問がございました。再質問がございましたが、それにつきましては、ただいま課長の方が答えましたように、学校側とまたこれについては現在相談しているところでありますが、学校側としましては、校庭のトラックの両側については現在芝生の状態だと。その中側については、いろいろ運動するという事で、ボール遊び、あるいはボール投げ等の運動もございまして、砂の上でやるというようなことで回答をいただいております。

また、学校を楽しい学校にするということでございますが、私としましては、現在、各学校の先生方に思考させる授業ということをお願いしているところです。私が教育長になりました2年半前ですか、一番最初の段階で思考させるということについてお話をし、昨年、思考させる授業というのはどういうものかということをお話をさせていただきました。子供達が思考することによって、授業が楽しいものになるというふうに考えております。

また、私もこれまで数学の授業でございましたけれども、数学は多くの子供達が嫌いであるというふうに思われる教科でございまして、その中で思考させる授業をさせることによって、大変子供達が意欲的に学ぶ。そして成果を出すというような実績がございまして。それは数学だけではなくて、全ての教科で思考させることが子供達の学校での楽しい授業、楽しい学校になると、このように考えており、今現在、そのようにさせているところです。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

今、それぞれの立場からの答弁を聞いておりますと、芝生化は、いいのはわかりますけれども、なかなか難しいというような答弁であります。子供達が望んでいるんですから、子供達ファーストで学校を作っていったらどうでしょうか。そういう予算とか、管理が難しいとか、そういうのじゃなくて、子供達のためにこの芝生化を進めてもらいたいと思います。

今、私はそれだけです。いつも子供達のため、子供達のためと答弁を今までしてきたと思います。ですから、これは本当に真剣になって考えて、子供達のためと思うのであれば、是非この芝生化は実現するようにお願いしたいと思います。

要望。

東庄町民から次代を担う子供達へのプレゼントとして、校庭の芝生化と環境整備を要望いたします。

以上です。

議長（城之内一男君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

次に、11番土屋進君。

11番（土屋 進君）

皆様、改めましてこんにちは。11番、土屋進です。よろしく願いいたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。去る9月1日は「防災の日」であり、立春から数えて210日でもありました。6月以降、大阪北部で激しい地震があり、西日本豪雨による広域の水害により、甚大な生命への被害をこうむりましたが、被災地域はいまだ復興道半ばであり、国民一丸となり克服しなければならぬと考えます。

天災に対し日々、「備えあれば憂いなし」と肝に銘じることが肝要であると考えます。

さて、私の質問事項は、通告の2点であり、まず1点目ですが、東庄町における将来への展望についてですが、当町は住民の安心、安全、安定した生活に向け、他市町に先駆けてもろもろの施策、事業を展開しておりますことは、皆様ご承知のとおりであります。今、日本が直面しております少子高齢化や人口減少社会が及ぼす多方面への影響を考えますと、その解決策を見出すことは極めて重要であると考

えます。

そして、今後の社会の在り方ですが、コンパクトな社会構築が考えられますが、将来への町政運営について、町当局の見識をお伺いいたします。

次に2点目ですが、国道356号線バイパス開通に伴う仮称「道の駅」構想についてですが、近隣市町の道の駅は盛況である旨の話を聞きますが、当町においても間もなく平成32年を予定に新宿地先においてバイパスと県道が結ばれますが、近くには全国でも類を見ない大河利根川の治水等に大きな役割を果たしております河口堰、コジュリン公園、黒部川排水機場などがあり、そして景観においても目をみはるものがあり、町の観光活性化、地場産業の振興策においても大変寄与し、交通の要衝の一つではないでしょうか。

そのような地区に水と緑の町が体现、癒しを感じられる複合的施設が構築されてはとありますが、町の考え方を伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。2回目以降については自席にて行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、土屋議員の一般質問の質問事項 1、東庄町における将来への展望の要旨 1、少子高齢化による人口減少、地域の活性化への取り組みについて私の方からお答えをさせていただきます。

町では、平成28年3月に人口減少対策として東庄町総合戦略を策定いたしました。その中で、結婚、出産、子育てにかかる施策を第一目標として実施しているところでございます。主なものとしては、婚活応援事業、医療費助成、子育てサポート事業等を行っております。

婚活応援事業では、婚活イベントに参加した方の結婚組数が平成29年度実績で2組となりました。医療費助成事業では、0歳から18歳の年齢までの医療費を助成しているところでございます。子育てサポート事業では、29年度にファミリーサポートセンターを開設することになりました。また、平成30年度からは幼稚園、小学校、中学校の給食費を助成し、実質無償化したところでございます。

次に、地域の活性化に向けた取り組みとしては、町を活性化する取り組みを行う

団体への取り組みとして、地域活性化事業補助金を毎年実施しているところでございます。その他に平成28年度から役場駐車場を会場としたポーク&ビア夏祭りの開催、平成29年度からは商店連盟、コジュリンポイントに参加をしまして、行政ポイントを発行しているところでございます。

しかしながら、本町は平成27年度国勢調査人口の減少により、平成29年4月に過疎地域の指定を受けました。多くの自治体が直面しているように、今後も人口減少を食いとめることは難しい問題でございます。このような状況の中、町といたしましては、今、東庄町に住んでいる人を大切に、人口規模に見合った魅力ある地域を目指し、住民が暮らしやすい、安心安全な町作りを実現してまいりたい、このように考えております。人口減少対策は、有効と思われる施策を継続して実施していくことが大切と考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、ご質問のありました質問事項2の国道356号バイパス開通に伴う仮称「道の駅」構想についてお答えをいたします。

利根川河口堰付近は、今後、国道356号バイパスと北ルートが完成することにより、東庄の交通の要衝となり、観光資源となり得る河口堰や河川敷にはコジュリン、オオセッカなどの希少な生態系を育てている日本有数のヨシ原湿地が広がっております。道の駅等の設置場所としては、非常に適した場所であると考えております。

また、仮称「道の駅」の直売所や物産センターは、東庄町の豊かな農産物等の地場産業活性化や文化を発信する拠点として有効な手段とも思われます。今後は国道356号バイパスや北ルートの完成を見据えながら、生産者、専門家、関係団体等の幅広い意見を聴きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（城之内一男君）

11番、土屋進君。

11番（土屋 進君）

ありがとうございました。今後も町民のためを主眼に町政運営をよろしく願い
いたしたいと思います。

2点目の仮称「道の駅」なのですが、今後、難題が山積しておりますが、町の活
性化の一翼を担うと考えますので、どうぞ前向きに考えていただきますよう、要望
いたします。

次に、2回目の質問をさせていただきます。

岩田町長におかれましては、今年の暮れに、来年1月20日、任期満了に伴う町
長選挙を迎えますが、その思いをお聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

議長（城之内一男君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、土屋議員の質問にお答えをいたしたいと存じます。

振り返りますと、私は平成7年1月に東庄町長に就任をいたしました。現在6期、
24年目を迎えております。町議会議員の15年を加えますと約39年間、東庄町
の町政に携わってまいりました。

町長就任直前の阪神淡路大震災の発生、そして東日本大震災、そして今日の異常
気象変動によりまして、かつてない台風、そしてまた高温、自然災害が全国的に被
害をもたらす状況下であります。

私はこうした災害にしっかりと対応し、町民の命を守る安心安全を確保すること
が町政の使命であり、そのことは将来にわたって変わらないと考えております。東
庄町は鹿島臨海工業地帯へ企業が進出をし、住宅団地が形成されたことから、大き
くこの町の人口が増加しました。やがてコンピュータ制御による機械化の進展、そ
して工業、農業などが様々な分野でかつての人力にかわって、そしてまた機械が大
きく寄与する時代となってきました。それも人口減少の大きな要因の一つだろうと、
このようにも考えております。

ご承知のとおり、平成29年度は国から過疎指定を受けたところであります。か
つての人口を一気に取り戻すことは到底無理なことではありますけれども、今、東
庄町に住む人々をいかに大事にしていくか、どうやってこの町に誇りと満足感を持
って生活をしていただくか、そのために町政を進めているところでもございます。

これまで保健・医療・福祉においてやってきた取り組み、また町民の皆さんに元

気でいてもらうため、予防接種、健診の無償化を徹底して進めてまいりました。病気になる、病人を作らない施策を更に進めていく必要があるかと思えます。

本町は、おかげさまで後期高齢者の医療費が県下で最も低い町になりました。高齢者が元気なことは医療費に対する町の支出が抑えられ、財政的にとても助かっております。その財源を子供達のために使うことが出来ます。今年度から児童生徒の給食費の実質無償化を実施いたしました。このことはまさに高齢者からの将来を担う子供達への贈り物であります。

人口減少、少子化によりまして、来年度から二つの幼稚園が統合いたします。認定保育園としてスタートします。平成32年度からは五つの小学校が統合します。みんなで協力して、子供達にとってより良い環境を作り、この町から世界で活躍する人材を輩出したいと、それが夢であります。子供達は生まれ育ったところを生涯にかけて忘れない、自分達を育ててくれた土地であります。そしてまた、学校であります。ありがたく思う気持ちが私は必ず来ると信じています。そのような学校作り、町作りをすることがとても大事なことの一つであると考えております。

社会基盤整備の面では、国道356号線北ルートの整備促進も見通しが立ってきました。この道路整備に合わせて町の活性化の施策を検討してまいりたいと考えております。SPF豚、こかぶ、アイベリー苺のブランド化も実を結んでおります。今年3回目となるポーク&ビア夏祭りは、町内外から大勢の人の出会いがありました。お盆の時期に帰省し、楽しみにしているイベントとして定着をしてまいりました。私は、これまで町民との意思、目線で町を作っていこう、頑張れるところは何でも頑張っていこうと、そういう姿勢で町政を運営してまいりました。みんなで協力すれば、小さな町でも出来ないことはない、そういう思いであります。

町の主役は町民の一人一人であります。私はこの思いで町民のために全力を傾注してまいりました。おかげさまで議員各位を初め、たくさんの人々の力をいただき、今まで町長として職責を務めてまいりました。大変ありがたく思っているところであります。

最近では、町長職に加え、全国の町村を代表する立場で、国に対し意見を述べる機会も増えてまいりました。国の各省庁幹部や各都道府県を代表する町村長の会長の皆さん方との交流は私にとってかけがえのない勉強の場ともなっております。これも誠にありがたいことでもあります。

私は、多少なりとも積み上げた経験と深い感謝の気持ちを今後の町政でお返ししてまいりたいと、このように考えております。

土屋議員のご質問に改めてお答えを申し上げます。町は今、人口減少、少子高齢化の対応、農業を初めとする産業の振興、地域の活性化など、取り組むべき課題は山積をしております。私は気力も体力も充実しております。町民の方々のご理解、議会と皆様方のご支援が得られれば、この年末、町長選挙に出馬をし、再度、町民のために全力で仕事をしてまいりたい、そしてまたお誓い申し上げたいと思います。

結論を申し上げます。町長選に出馬したいと考えております。よろしく願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

11番、土屋進君。

11番（土屋 進君）

ありがとうございました。ただいま岩田町長の決意をお聞きしました。今後も大きな視点を持たれ、東庄町のために更なるお骨折りをお願いし、頑張ってくださいたいと考えます。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

以上で、土屋進君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（城之内一男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第2号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

この度、向後元道教育委員が9月30日で任期満了となるため、引き続き委員として任命したく、提案させていただいた次第でございます。

適任者であると考え、再任いたしたく、提案させていただいた次第でありますので、よろしくお願い申し上げます。

ご審議の上、同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

正規の手続きを省略することに異議がありましたので、まず質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

反対討論にあたり、一言最初に述べておきます。

これは個人に対する批判ではなく、町執行部に対する苦言です。

向後元道さんは、長年にわたり教育行政に携わる教育委員として業績を残してきました。人間的にも優れた人物です。教育委員として最適な人物だと思います。現在まで13年余り教育委員として活躍しておりますが、これから更に4年間としま

すれば、17年になるわけであります。いかんせん長過ぎます。執行部から打診があった時は、向後さんは一度や二度は断ったのではないのでしょうか。それを執行部は小学校が統廃合するにあたり、まだまだいろいろな問題が山積みだからといって口説き落とししたのではないのでしょうか。向後さんも人が善いから断り切れなかったのではないのでしょうか。

新しい小学校が統合するにあたり、教育委員も新しく刷新するのも大事なのではないかと。長く一人の人が同じ職責にいるといろいろな弊害が生じます。今、ワイドショーで賑わせているスポーツ界、体操、ボクシング、アメフト、レスリング、その他がいろいろな問題を投げかけています。町民に伺ったら、この町には他に人材がないのか、なぜもっと広く町民を採用しないのかと言われました。

我々は町民によって選ばれた議員です。町民の声を議会に届けなければなりません。町民の代表なんですから。この案件をすんなり通したのでは、何のための議会なのかわかりません。今、我々は自ら議会改革特別委員会の委員を立ち上げ、議会改革に取り組もうとしています。幾らお題目を並べても、議員自ら変わらなければ議会改革は何も出来ないと思います。いつまで経っても議員は何をやっているんだと町民から批判されるばかりです。人事案件はなかなか否決するのは難しいと思いますが、議員でNOと突きつけて、向後さんを楽にさせてやってはどうでしょうか。

以上です。

議長（城之内一男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、山崎ひろみ君。

10番（山崎ひろみ君）

ただいまの人事案件に対して賛成の立場で一言申し上げます。

先程佐久間議員がおっしゃいましたように、本人の人格には何も問題がないということでした。多分、ご本人も内諾されていることと思います。向後元道委員は長年東庄町教育行政に一生懸命尽力されてこられました。この度小学校の統廃合という言葉が冠のようにつきますけれども、長年のこれまでの実績を踏まえて、向後元道委員を再任したいと思います。

以上で終わります。

議長（城之内一男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

私は、この人事案件に反対の立場から反対討論を申し上げます。

教育委員の再任について求められています。否です。反対です。教育委員会は、統合小学校の位置等について、各学区ごとに町民の意見を聞く会を開きました。そこでの意見では、圧倒的に町の中央に中学校との一貫教育が良いということでした。私は、教育委員会に意見を聞く会での意見は尊重されますかと何度も尋ねました。が、その都度、尊重すると言いました。しかし、教育委員会は統合小学校の位置を笹川小学校の位置に決めました。民意が完全に否定されました。子供達に民主主義を教える立場の教育委員のすることではありません。

我々議員は、町民の一人一人から付託を受けており、町民の意見が議会で繁栄されなければなりません。自分自身や他人のそんなくは必要ありません。

ここで正しい判断が出来なければ、本町の教育行政がゆがめられます。委員各位には良識ある判断をお願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（城之内一男君）

次に、原案賛成者の発言を許します。

11番、土屋進君。

11番（土屋進君）

ただいまの教育委員会委員の任命についてですが、向後元道氏の再任ということなのですが、先程山崎議員の方からもお話がありましたように、人格的には、佐久間議員もおっしゃられましたように、向後元道氏は人格的にも優れているというお話だったです。

それで、平成32年の小学校統廃合を目指して、向後元道氏は教育委員会の業務に携わってこられました。あともう少し、最終的な、完結が待たれるわけですね。今まで携わってきた業務にこれからも最終段階まで携わっていただければと思います。

以上です。

議長（城之内一男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(城之内一男君)

起立多数です。

従って、同意第2号、教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第22号、東庄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

議案第22号、東庄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

任期付職員につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律によりまして規定されておりますが、本格的業務に従事するものとして位置づけであり、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定出来ることとされており、行政運営において最適と考える任用勤務形態の人員構成を実現するための有効な手段であります。

この条例は、東庄町においても今後の新しい町政を推進していくにあたり、一般

職の任期付職員の採用等に関する条例を制定し、規定を整備するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第22号、東庄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについての内容についてご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたが、本条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員制度について条例を制定し、規定を整備するもので、第1条にその旨を趣旨として定めております。

第2条では、専門的な知識等を有する職員の任期を定めた採用、第3条では、一定の期間内の時限的な業務に対応する職員の任期を定めた採用について規定をしております。

5ページになりますが、また、第4条では、第3条に規定している時限的な業務や住民サービスの充実、あるいは介護休暇、育児部分休業を取得する職員の業務の代替に対応するための短時間勤務職員の任用を定めた採用について規定をしております。

任期については、法により、本条例第2条に規定する専門的な知識等を有する職員については5年を超えない範囲内で、第3条に規定する時限的な業務に対応する職員及び第4条に規定する短時間勤務職員については、3年を超えない範囲内で任命権者が定めることとなっております。

第5条では、法により任期について通常3年の範囲内で定めることとなっている本条例第3条、第4条に定める職員について、特例で5年の範囲内とすることが出来る場合について定めております。時限的な業務が当初の見通しを超えて一定期間延長された場合等を想定しているところでございます。

6ページになりますが、第6条では、任期付職員等の任期を更新する場合には、当該職員の同意が必要なことを定めております。

第7条では、本条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することを規定してお

ります。

最後に附則でございますが、第1項で施行日を公布の日からとしております。

また、第2項で給与条例について、第3項で勤務時間条例について、本条例で規定された任期付短時間勤務職員についての規定を整備しているところでございます。

なお、他の自治体における活用事例といたしましては、第2条に規定するものとしては、電算システム改修におけるIT関係など、専門性を有する職や、まちづくりや広報関係など、民間の知識、経験を有効に活用出来る職への活用事例がございます。

また、第3条に規定するものとしては、国勢調査など、一定の期間内に終了することが見込まれる職への活用事例がございます。

また、第4条に規定するものとしては、窓口延長等の住民サービスの充実のため、任期付短時間勤務職員を活用する事例がございます。

現在、町では多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、行政運営において最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することが求められておりますが、任期付職員の制度はその有効な手段の一つであると期待されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号、東庄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは議案第23号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

介護保険法の一部改正によりまして、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されました。このことによりまして、町において基準等を定める必要があることから、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第23号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

この条例は、町長の提案理由にありましたように、平成26年の介護保険法改正により、市町村によるケアプランと呼ばれる介護サービス計画を立てる介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市

町村に移譲されたことに伴い、町において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があることから、基準等を定める条例を制定するものでございます。

なお、本条例の制定にあたりましては、千葉県条例をもとに制定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお願いいたします。

東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、目次でございます。

第1章、総則。第2章、指定にかかる申請者の資格。第3章、基本方針。第4章、人員に関する基準。第5章、運営に関する基準。第6章、基準該当居宅介護支援に関する基準までの全33条及び附則からなるものでございます。

第1章、総則では、第1条で事業の趣旨の根拠法令を、第2条で用語の意義の根拠省令を規定しているものでございます。

第2章、指定にかかる申請者の資格では、第3条で指定にかかる申請者の資格を法人と規定するものでございます。

第3章、基本方針では、第4条で指定居宅介護支援の事業にかかる基本方針を規定するもので、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行われること。また、事業の運営にあたっては市町村や地域包括支援センター、介護保険施設などの連携にかかる努力規定などを定めているものでございます。

10ページをお願いいたします。

第4章、人員に関する基準でございます。

第5条、従業者の員数は指定にかかる事業所ごとに利用者35人に対して一人以上の常勤の介護支援専門員を置くことを規定しており、第6条、管理者は、事業所の管理者の要件を規定しているものでございます。

11ページをお願いいたします。

第5章、運営に関する基準でございます。

第7条は、内容及び手続きの説明及び同意に関することで、第1項及び第2項で事業者はサービス提供の開始に際して、利用申込者、またはその家族に対して重要

事項説明書を交付し、同意を得ることを規定しております。

第3項では、利用者が病院、または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先の伝達を利用者に求める規定でございます。

第4項から第8項については、利用者に対する重要事項の説明書の電磁的方法による交付を規定する条項でございます。

13ページをお願いいたします。

第8条、提供拒否の禁止は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供の拒否を禁止する条項でございます。

第9条、サービス提供困難時の対応は、サービス提供が困難となった場合に他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じることを規定しております。

第10条、受給資格等の確認は、利用申込者の被保険者確認、要介護認定の有無、有効期間を確認することの規定、第11条、要介護認定の申請にかかる援助は、要介護認定申請に際し、利用申込者の意思を踏まえて、必要な協力や援助を行うことを規定、第12条、身分を証する書類の携行は、事業者の身分証の携帯と提示についての規定でございます。

第13条は、利用料等の受領について規定しております。

第1項では、利用者からの利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにすることを規定。14ページをお願いいたします。第2項では、事業の実施地域以外を訪問する場合の交通費に関する規定、第3項では、第2項の実施地域以外の支援提供に際し、あらかじめ同意を得ることを規定しております。

第14条、保険給付の請求のための証明書の交付は、第13条の利用料の支払いを受けた場合、その額を記載した証明書を交付することを規定しております。

第15条、指定居宅介護支援の基本取扱方針は、要介護状態の軽減、または悪化の防止に資するように行うと共に、利用者サービス等の連携に十分配慮すること。自らの支援の評価を行い、改善することを規定しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関する規定でございます。

第1号では、管理者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること、第3号から第8号までは、居宅サービス計画の策定及び利用者等への交付、関係機関等への提供にかかる留意事項等を。16ページをお願いいたし

ます。第9号から第16号までは、サービス担当者会議に関する事項、第17号及び第18号は、介護保険施設への入退所をする場合の援助等について、第19号は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に関する事、第20号から第22号は、医療サービスを利用する場合の主治医に関する事、18ページをお願いいたします。第23号は、ショートステイの利用に関する事、第24号は、サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合の理由記載等について、第25号は、サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合の理由記載等について、第26号は、利用者が提示する被保険者証に介護認定審査会意見等が付されている場合のサービス計画に関する事、第27号は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合の介護予防支援事業者との情報連携について。19ページをお願いいたします。第28号は、指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合の留意事項について、第29号は、地域ケア会議への協力に関する事を規定しております。

第17条、法定代理受領サービスにかかる報告は、町に対してサービス計画に位置づけたサービスのうち、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書の提出を規定しております。

なお、法定代理受領サービスとは、サービス事業者が利用者である被保険者にかわって保険給付を受ける方法によって提供されるサービスのことでございます。

第18条、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付は、利用者が他の事業者の利用を希望する場合に、利用者に対し居宅サービス計画等の書類を交付することを規定しております。

第19条は、利用者に関する市町村への通知について規定をしております。

20ページをお願いいたします。

第20条、管理者の責務は、事業所の管理者は従業員の管理、利用の調整、業務の把握等を一元的に行うことを規定しております。

第21条、運営規程は、事業運営についての重要事項に関する規程を定めております。

第22条、勤務体制の確保等は、従業員の勤務体制、介護支援専門員の研修について規定をしております。

21ページをお願いいたします。

第23条は、事業所の設備及び備品の整備についての規定、第24条は、従業員

の健康管理についての規定、第25条は、重要事項の掲示についての規定でございます。

第26条、秘密保持等は、秘密漏えいの禁止条項と個人情報の取り扱いについて規定しているものでございます。

第27条は、誇大広告等の禁止条項、第28条は、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等は、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用するなどの指示を行わないことの規定でございます。

22ページをお願いいたします。

第29条、苦情処理は、苦情に対して迅速かつ適切に対応する他、その内容等の記録、改善及び町等への報告等について規定しております。

23ページをお願いいたします。

第30条は、事故発生時の対応について、第31条、会計の区分では、各事業所ごとに経理区分を行うこと。指定居宅介護支援の事業会計とその他の事業会計を区分すること。第32条では、諸記録の整備について規定しております。

24ページをお願いいたします。

第6章、基準該当居宅介護支援に関する基準でございます。この基準該当でございますが、介護保険制度において、介護保険サービスを提供するためには都道府県知事の指定を受けることが原則ですが、指定要件の一部を満たさない事業者であっても、多様な事業主体の参入を促す観点から、サービス提供の実態があり、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることが出来ます。これらのサービスを基準該当と申しまして、基準該当居宅サービス、基準該当居宅介護支援、基準該当介護予防サービスの三つがございます。

第33条は、基準該当居宅介護支援について基準を準用する規定でございます。

次に、附則についてですが、第1項は、施行期日の規定で、施行期日については平成31年3月31日までの経過措置がありますが、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を利用する場合の取り扱いについて、本年5月に公布され、適用期日が平成30年10月1日となっていることから、施行期日を平成30年10月1日からとするものでございます。

第2項は経過措置で、第6条第2項で管理者は主任介護支援専門員でなければならないと規定されておりますが、平成33年3月31日までの間は介護支援専門員を管理者とすることが出来る規定でございます。

以上で東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号、東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

この基金は、県より交付された財源をもとに積立てたものであります。平成29年度末で基金を全て取り崩したことから、基金条例の廃止を提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例について、内容の説明を申し上げます。

この基金でございますが、千葉県より平成24年度に3,600万円、平成25年度に1,600万円、交付されました交付金を財源に積立てられたものでございます。

取り崩しにつきましては、町が復興に向け行う災害見舞金の交付や防災メールの配信など、ソフト事業に充当してまいりました。

各年度の内訳としまして、平成24年度に286万9,000円、平成25年度に2,124万円、平成26年度に682万4,000円、平成27年度に667万1,000円、平成28年度に733万円、平成29年度に706万6,000円、取り崩しを行い、残高がゼロ円となりましたので、基金条例を廃止させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第24号、東庄町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第25号、東庄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第25号、東庄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

幼稚園の入園児の減少に伴い、現在2園あるものを1園化すると共に、保育を必要とする子供の増加に併せて本町の子供に関する教育、保育の充実に資するため、平成31年4月から現笹川幼稚園をこども園化するものであります。

また、本町在住者の幼稚園保育料等について、国に先駆け無償化するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、東庄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第3条の改正は、町内にある幼稚園2園を1園に統合し、名称を東庄町立こじゅりんこども園とするものです。

位置は、現在笹川幼稚園のある東庄町笹川い4713番地29とするものです。

第4条については、全改正によって就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による認定こども園であることを宣言するものです。

改正前の第5条の改正は、第10条に繰り下げるものです。

改正後の第5条の規定内容は、当該各号に定める事業を行うことを定めるものです。

第2号の法第2条第12項の規定する子育て支援事業のうち教育長が必要と認める事業につきましては、まず1としまして園庭開放、2、育児相談、3、在園児以外の3歳から5歳児の預かりとなります。

第3号の預かり保育事業については、1号認定の子供を教育時間外に預かる事業となります。

第4号の延長保育事業については、2号認定の子供を保育時間外に預かる事業です。

第6条については、開園時間を定めるものです。

第7条については、認定こども園の休園日を定めるものです。ただし、幼稚園部分の休園日については、別途規則で定められていて、従来どおりの休園日となります。

第8条については、利用者負担その他の費用を定めるものです。

第1項につきましては、本町の東庄町特定教育・保育施設にかかる利用者負担額に関する条例を引用し、保育料の納付を定めるものです。

第2項、第3項は、預かり及び延長保育料の納付を定めたものであります。

第4項は、預かり及び延長保育料の額について、1時間あたり200円を限度として教育委員会規則に委任するものです。これは周辺市町村の同事業における1時間あたりの料金を比較したところ、最も高い金額が200円であったからでございます。

第9条については、保育料の減免を定めたものです。

保育料、または預かり延長保育料の減免を可能するものであります。附則の規定内容につきましては、第1項は施行期日を平成31年4月1日と規定すると共に、第2項の利用手続き等を公布の日から可能とするものです。

第3項については、改正後の条例第8条によって保育料を規定したため、東庄町立幼稚園保育料徴収条例を廃止するものです。

第4項は、特例として施行期日から町内に住所を有する園児の保護者に限り保育料と預かり及び延長保育料について納付することを要しないとすることとし、実質的に無料とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

花香です。この参考資料の8ページをご覧いただきたいと思います。

附則の4項、8ページの左側の末になります。保育料の特例措置について。当分の間、間を省略いたしまして、納付することを要しない。この一文によって、こども園を無償化とするということだと考え、質疑させていただきます。

私は、幼稚園の保育料は地方自治法第96条第1項第4号、議決事項として公共施設の使用料の徴収にあたるかと考えております。

この附則の一文は、無償化することだけでも条例を分けて議決しなければならないくらい重要な一文であり、こども園を無償化する以上、来年度の予算に及ぼす金額は必ず説明いただかなければならない、質問せずに賛成することは出来ない重要な部分だと考えております。

また、この条例は橘幼稚園を廃止し、幼稚園を統合する設置条例を改正する条例

でもあり、また保育も行えるようにこども園化することが含まれており、更につけ加えれば、幼稚園の統合の予定時期を1年早めることも今回の条例には複合的に含まれており、今まで通りの設置管理条例ではない重要な条例だと捉えております。

質問としては、無償化の総額ではありますが、この無償化にする総額がこども園にするのに必要な運営費用ではないかと考えており、国の法改正や補助金などを考えずに、運営費用は年間どのくらい増えるのかという視点で見えております。

現在の幼稚園の運営費は、今回の決算書から見ますと幼稚園費、約5,500万円ですが、保育の部分にかかる預かり保育や延長保育などなく業務量によって幼稚園の入園のご案内で把握出来る部分として3人分の職員の要員が増え、その分を本来保育料として払っていただく金額を充てていくと考えると、無償化となる金額、無償化となる総額こそが、こども園にするために必要な費用と考えております。

収入で見るか支出で見るかはあるとは思いますが、町の負担はどのくらいになるかを伺わせていただきます。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

今回、この認定こども園の無償化に伴いまして、理由としましては、平成30年度の予算書の中であります幼稚園保育料、これが従来である入という形としか現在のところ捉えられません。その幼稚園、保育園につきましては、平成30年度の予算書の中では90万円という形になっております。

それによりまして、来年度、認定こども園になった段階では、その歳入の部分がゼロとなることから、その分は入ってこないような形です。ただ、今度、認定こども園になるに従いまして、前回、全員協議会でご説明しましたとおり、あと3名の職員の増員を予定しております。その中で、その3名の職員の増員分と、今後、認定こども園となることによりまして、園舎においてエアコン等を設置するような形、維持管理費等がかなりかかってくるが見受けられます。そのために人件費及び今後の施設維持管理料という形のものが増とってくるということが言えると思います。

人件費につきましては、先程通りました任期付採用職員という形で専門職の幼稚園の保育士を雇うというような形を考えておりますので、その分を3名分というこ

とで、現在どのような形の金額になるのかというのは、はっきり申し上げられません。ちなみに新規採用職員として、大体年間400万円ぐらいの金額とすれば1,200万円ぐらいの人件費の増になるかと考えられます。それプラス、エアコンの電気代とかそういう維持費については増になると考えられます。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

5番、花香です。ありがとうございました。想定していた金額よりは町の負担が少なく感じて安心したところではございます。もう少し多くかかるんじゃないかなと予測しておりましたので、そのくらいで済むのであればいいのかどうかというのはちょっとあまり伝えにくい部分ではありますけれども、思いのほか少なかったと感想的に述べさせていただければと思います。

本日の山崎議員の一般質問にもありましたように、今年待機児童が発生してしまいました。保育園のこの条例にありますように、保育園の動向や無償化によって、早急に確実に解消となるように定期的に児童数の推移や入園先の把握などに努めていただき、私も解消をお願いしたいと考えておりますが、待機児童が解消される反面、この条例によりまして、橘幼稚園が1年早く廃園に、なくなってしまうということで、来年、今まで橘幼稚園に通う予定であった子供達や保護者は1年早く統合することによって、急に予定が変わってしまい、ご迷惑をおかけしてしまうということも想定されると考えられます。やはりこの条例を決断する、判断するという責任を強く、重く感じているところです。

そういう町民もいるということを考えていただければ、待機児童の対策はこの条例によって確実に進めていかなければならないと強く感じますけれども、必ず解消していただきたいと、再度伺わせていただければと、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

平成31年度より認定こども園という形になるに従いまして、保育も実施するという形で、健康福祉課の子育て支援係と協同しまして、今後、待機児童等の解消に

向けた中で進んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第25号、東庄町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第26号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第26号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

東総広域水道企業団の議会の構成に関して、議会における議論を深めようとする

ことにより、議員となれる者の要件を拡大し、関係市町村各1名ずつ議員を増やし、定員を3名増員とするため、議員の定数及び選挙の方法に関する規定を改正しようとするもので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、議案第26号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約を制定することについて、内容の説明を申し上げます。

東総広域水道企業団は、銚子市、旭市、東庄町の2市1町で構成されております。現在、その議会の議員の構成は、企業長の属する市町以外の市町の長及び関係市町の議会の議長をもって充てることとなっております。

この定数を関係市町各一人ずつ増やすということが企業団の議会で旭市から提案され、了承されました。東庄町におきましては、6月の議会全員協議会において説明をさせていただいております。

お手数ですが、参考資料の9ページをお願いいたします。

規約の新旧対照表で、地方自治法第286条第1項の規定により、現行では企業団議会議員の定数5人を、改正案では8人に、現行では選挙の方法が関係市町の議会の議長を、改正案では関係市町の議会の議長及び関係市町の副市町長、または関係市町の議会の議員から当該関係市町の長が指名するものに変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分からとします。

(午後 1時59分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

議長(城之内一男君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第27号、平成30年度東庄町一般会計補正予算(第1号)から日程第16、議案第31号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上、5案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第27号、平成30年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,355万2,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,555万2,000円とするものでございます。

この他、第2条で債務負担行為について補正しております。

主な補正内容でございますが、総務関係では、特定個人情報の監査に関わる業務委託料を新規で計上をいたしました。

次に、農林水産関係では、道路整備に関わる費用の不足分について補正をいたしました。

次に、教育関係では、小中学校の長寿命化計画の策定に関わる委託料を新規で計上しております。

また、統合小学校に向けた取り組みといたしまして、笹川小学校北校舎の大規模改修設計業務委託料、笹川小学校南校舎への空調設置、無線LAN整備工事について計上をいたしました。

中学校につきましては、来年早々に空調を設置すべく設計業務委託を行うと共に、特別教室の外壁の改修工事設計の業務委託を実施いたします。

幼稚園では、認定こども園開設に向けた取り組みを行います。4月の開設時まで空調を整備し、園舎のひさしを改修します。また、新規で総合遊具を設置するための費用を計上いたしました。

次に、積立金といたしまして、公共施設整備基金への積立を行います。その他に4月の人事異動に伴う人件費についても補正をいたしました。

なお、債務につきましては歳出に伴う国庫補助金及び繰入金を補正し、歳入が歳出に不足する部分については、繰越金を補正しております。

続きまして、議案第28号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億920万6,000円とするものでございます。

この補正につきましては、主に療養給付費交付金、返還金の計上と職員異動分に伴います人件費の減額でございます。

続きまして、議案第29号、平成30年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,220万5,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますけれども、増額補正といたしましては、食肉センターブロック塀改修工事に伴う設計業務委託料と施設整備工事費を計上いたしました。

次に、減額補正といたしましては、今年の5月に竣工いたしました食肉センター冷却設備更新工事の補助金執行元金を計上しております。

続きまして、議案第30号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万2,000円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,187万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において人件費の増額補正をするものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

続きまして、議案第31号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,273万4,000円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,199万5,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金の返還及び一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第27号から議案第31号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、平成30年度東庄町一般会計補正予算(第1号)の内容について、説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の39ページをお願いいたします。

今回の補正では、町長の提案理由にもありましたとおり4月の職員人事異動に伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において、2節の給料、3節の職員手当と4節の共済費、19節の総合事務組合負担金に計上しております。

2節・給料でマイナス217万2,000円、3節・職員手当等でプラス184万8,000円、4節・共済費でプラス201万9,000円、19節・負担金等でプラス48万1,000円、総額で217万6,000円の増となっております。

その他一般会計から特別会計への人件費繰出金の補正として、3款・民生費で国民健康特別会計が386万2,000円の減、介護保険特別会計が109万8,000の減となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項1目・総務管理費、一般管理費の13節・特定個人情報監査支援業務委託料313万2,000円、マイナンバーの取り扱いを監視監督する国の行政機関であります個人情報保護委員会が示す特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインが改定され、これまで実施することとされてきた点検に加え、監査についても実施、報告することが必須となります。このことに伴い、外部監査の実施及び報告書の作成支援等を委託すべく審議、計上したものでございます。

次に、3款・民生費、41ページに移ります、3項1目・国民年金事務取扱費の13節・システム改修委託料45万3,000円。国民年金につきましては、届出様式の統一及び電子媒体化が行われたため、データの作成や取り込みに対応するためにシステム改修を行います。こちらの財源は全額国庫補助となります。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費、次ページに移りまして、5目・農地費の13節・測量等業務委託料165万円、15節・農道舗装改修工事198万3,000円、17節・農道用地購入費37万5,000円、22節・農道工事物件補償費4万円につきましては、本年の耕地予定となっております石出地区、栗野地区の農道整備事業にかかります事業費の不足分を補正するものとなっております。

43ページをお願いいたします。

9款・教育費、1項2目・教育総務費、事務局費の13節・学校施設長寿命化計画の策定業務委託料648万円、統合小学校及び中学校の長寿命化計画の策定委託業務となりますが、笹川小学校北校舎の大規模改修を来年度実施するにあたりまして策定するものでございます。

続いて、2項・小学校費、3目・統合費の8節・校歌賞金20万円、校章副賞7万円、こちらは統合小学校の新校歌、新しい校章を公募し、それぞれ賞金、副賞を授与するものとなっております。

続いて、11節・燃料費1万円、印刷製本費1万1,000円、燃料費につきましては、児童の交流の際に使用するバスの燃料費、印刷製本費につきましては、広報関係の印刷費用の不足がございましたので補正するものでございます。

続いて、13節・教育施設整備工事設計業務委託料1,944万円、町長の説明にもありましたが、小学校統合に向けた内容となります。まず、笹川小学校北校舎ですが、防水関係工事や床の改修工事、給食配膳室の増築が必要となりますので、それらを合わせた大規模改修の実設計費の委託料と現在実施しております北校舎の空調設置事業ですが、来年度予定しておりました南校舎についても前倒しして今年度中に設置を行うということで、設計業務委託料を計上してございます。

次ページに移りまして、校章デザインの整形等委託料10万8,000円、校歌補作等委託料14万5,000円、この二つにつきましては、公募の中から選考した校歌・校章を整形・補作するものとなっております。

続きまして、15節・統合小学校工事費3,469万円、こちらは先程委託料で説明しました空調設置工事と南校舎等無線LAN設置工事となっております。無線LAN設置工事につきましては、無線LANの設備が校舎全体で必要となりますので、南校舎、新校舎の設置工事を行います。

続きまして、3項・中学校費、1目・学校管理費の13節・教育施設整備工事設計業務委託料1,149万2,000円、中学校につきましては、来年度早々に空調の設置をするために今年度空調設置の設計を行います。また、特別教室の外壁が剥落し、危険な状態となっておりますので、早急に修繕工事を行うために設計を実施するものとなっております。

15節・教育施設維持補修工事費73万5,000円、体育館の排煙窓の修繕及

び理科室の雨漏りの修繕を行います。

続きまして、4項1目・幼稚園費ですが、こちらにつきましては来年度4月に開設する予定のこども園に向けて整備を行うこととなります。

まず、11節・施設修繕料203万6,000円ですが、シャワー・給湯器の修繕及び劣化しております園舎のひさしの改修工事となります。ひさしが劣化しており、狭いため、急な豪雨や強い日差しに耐えられるように設置し直すものとなります。

続いて、15節・教育施設整備工事費1,170万9,000円、こちらはこども園開設時までに空調を設置するための工事、新規の総合遊具を設置する工事、橘幼稚園のジャングルジムを移転する工事、現行の柵は高さが低いいため撤去し、新規でフェンスと看板を設置する工事、保護者向けの掲示板の設置工事、これらを行います。

18節・幼稚園管理用備品1万8,000円ですが、こども園の申請を11月に行う予定ですが、こども園への移行に際し、こども園では食材を温める設備が必須要件となっているため、簡易な設備として電子レンジを購入するものでございます。

45ページに移りまして、6項・保健体育費、1目・保健体育総務費の9節・普通旅費15万円及び19節・全国スポーツ推進委員連絡協議会負担金3万9,000円ですが、スポーツ推進委員全国30年功労表彰の受賞者が2名おりますので、表彰式の参加にかかる費用となっております。

次に、12款・諸支出金、1項1目・基金費、25節・公共施設整備基金積立金5,000万円、昨年度より積立しております公共施設整備基金への積立を継続して行うものとなります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の38ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、3項2目1節・基礎年金等事務費交付金45万3,000円、歳出でご説明いたしました国民年金システム改修に要する経費となっております。

次に、15款・県支出金、1項4目1節・地籍調査事業負担金50万4,000円、こちらは法定事業費の負担配分額が増額となったものでございます。

次に、18款・繰入金、1項3目1節・介護保険特別会計繰入金505万7,0

00円、前年度の介護保険給付費等の精算による返還金として繰り入れるものでございます。

最後に、歳入から歳出に不足する1億3,753万8,000円につきましては、19款・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、第2表・債務負担行為でございます。36ページの第2表をお願いいたします。

ちば電子調達システムサービス提供業務で期間は平成32年度から平成36年度まで、限度額は841万円となっております。サービス提供業務の準備を今年度中に開始いたしますので、年度内に契約が必要となるため債務負担行為を設定するものとなっております。

以上で一般会計の補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第28号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の53ページをご覧ください。

初めに歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費の補正額47万3,000円でございますが、これは職員の異動分等に伴います人件費20万3,000円及び平成30年度国民健康保険法改正にかかる国保事業報告システムの改修費27万円を補正するものでございます。

次に、2款2項2目・退職被保険者等高額療養費につきましては、高額療養費の該当者が増加したことにより、その不足見込み分50万円を補正するものでございます。

次に、5款3項1目・保健指導事業費につきましては、職員の異動分等に伴います人件費406万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、8款1項1目・一般被保険者保険税還付金につきましては、社会保険加入による国保資格喪失に伴う保険税過誤納還付金の増加で当初予算額全てが支出済と

なったことを受け、残り月数から見込んで100万円を補正するものでございます。

次に、8款1項6目・療養給付費等交付金償還金につきましては、平成29年度の退職者医療交付金の精算交付に伴う返還金436万円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。お手数ですが、52ページをご覧ください。

4款1項1目・保険給付費等交付金につきましては、歳出1款1項1目に計上いたしました国保制度改正に伴う国保事業報告システムの改修費用に財政支援といたしまして全額交付されますので、その額27万円を補正するものでございます。

次に、6款1項1目・一般会計繰入金につきましては、職員の人件費の財源として一般会計から繰り入れしております職員給与費等繰入金ですが、歳出予算において職員の異動等により人件費を減額しますので、その額386万2,000円を減額補正するものでございます。

最後に、歳入が歳出に不足する586万円につきまして、7款1項1目・繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

以上で平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

それでは、議案第29号、平成30年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

初めに、歳出予算から申し上げます。お手数ですが、61ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、今年の6月に関西地方で発生した地震により、小学校のブロック塀が倒壊した事故に伴い、町施設のブロック塀を点検した結果、食肉センターのブロック塀に控え壁がつけられていない等の理由で建築基準法を満たしていない箇所があることがわかりました。増額分につきましては、それに対応するための改修工事費等でございます。

次に、減額につきましては、5月に竣工いたしました食肉センター冷却設備更新工事補助金の施工残金を減額補正するものでございます。

内容につきましては、歳出では1款1項1目・食肉センター管理費、13節・委託料に食肉センターブロック塀改修工事の設計業務委託料として56万2,000円の増、15節・工事請負費に1,150万円の増、また19節・負担金補助及び交付金を725万2,000円の減額としております。つきましては、増額分1,206万2,000円から減額分725万2,000円を差し引きした481万円の増額補正をするものです。

次に、60ページをお願いいたします。

最後に歳入が歳出に不足する481万円につきましては、財政調整基金を取り崩しまして、5款1項1目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金で補正をするものです。

以上で食肉センター特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長(海上 孝君)

それでは、議案第30号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)について、内容をご説明申し上げます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。議案書の66ページをお願いいたします。

1款・事業費、補正額20万2,000円は、1項1目・一般管理費で、職員3名分の市町村職員共済組合負担金及び総合事務組合負担金の率の改定等による人件費について増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は20万2,000円の増額、歳出合計で2,187万2,000円となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、65ページをお願いいたします。

3款・繰越金20万2,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費の不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は20万2,000円の増額、歳入合計で2,187万2,000円となります。

以上で平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)の

説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。議案書の74ページをお願いいたします。

1款・総務費、補正額26万8,000円は、1項1目・一般管理費で職員の扶養手当の減額補正、市町村職員共済組合負担金及び総合事務組合負担金の率の改定等による人件費について増額補正するものでございます。

次に、2款・保険給付費、補正額268万円は、2項4目・介護予防住宅改修費72万円、2項5目・介護予防サービス計画給付費196万円について、要支援1及び2の方の申請が当初見込みより多く見込まれるため増額補正するものでございます。

次に、3款・地域支援事業費、減額補正額136万6,000円は、1款3目・一般介護予防事業費で職員の住居手当等の増額補正、市町村職員共済組合負担金及び総合事務組合負担金の率の改定等による人件費について53万7,000円の増額補正、2項1目・包括的支援事業費で職員の異動による人件費について190万3,000円の減額補正をするものでございます。

5款・諸支出金、補正額2,115万2,000円は、1項2目・償還金で、平成29年度分の介護給付費及び地域支援事業費の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金として1,609万5,000円、2項1目・一般会計繰出金で平成29年度分の介護給付費及び地域支援事業費の確定・精算に伴う一般会計への返還金として505万7,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は2,273万4,000円の増額、歳出合計で14億2,199万5,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。73ページをお願いいたします。

3款・国庫支出金、補正額67万5,000円、4款・支払基金交付金、補正額83万6,000円、5款・県支出金、補正額33万5,000円については、歳出で保険給付費の増額補正を行ったことによる国・県・社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び交付金が増額されることによるものでございます。

7款・繰入金76万3,000円の減額補正については、1項1目・介護給付費繰入金で、歳出で保険給付費の増額補正を行ったことによる町負担金分33万5,

000円の増額補正、1項3目・その他一般会計繰入金で、職員の異動等による人件費等の一般会計からの繰入金について、109万8,000円を減額補正するものでございます。

8款・繰越金2,165万1,000円の増額については、平成29年度分の介護給付費等の精算による返還で不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は2,273万4,000円の増額、歳入合計で14億2,199万5,000円となります。

以上で平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第27号、平成30年度東庄町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成30年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1

号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成30年度東庄町食肉センター特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成30年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成30年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第32号、東庄中学校駐輪場等整備工事(その1)請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第32号、東庄中学校駐輪場等整備工事（その1）請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、制限付一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。

本案につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく提案したものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第32号、東庄中学校駐輪場等整備工事（その1）請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

この工事は、東庄中学校駐輪場等整備事業の一部で、雨水を一時的にためる地下水槽の設置と駐車場の舗装などの土工事をその1として発注するものでございます。

本工事施工にあたり、平成30年7月17日に制限付一般競争入札の広告を千葉電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載し、7月27日を期限に参加者の公募を行いました。

その結果、4社の応募があり、全社が参加資格を満たしておりました。

8月10日から20日を入札期間として、電子入札による一般競争入札を実施し、3社からの入札があり、このうち阿部建設株式会社が7,700万円に消費税並びに地方消費税616万円を加えた8,316万円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

なお、本入札では、東庄町建設工事等契約事務取扱規定第9条により、建築工事における最低制限価格を予定価格の70%としており、阿部建設株式会社を含めた

3社全てが最低制限価格で入札をしたため、電子入札システムによるくじ引きで落札者を決定しております。

この契約案件は、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町の条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

また、本事業の残りの部分であるキャノピーやひさしの設置などの建築工事については、工事(その2)として現在設計中でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(城之内一男君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号、東庄中学校駐輪場等整備工事(その1)請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第33号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第33号、工事請負契約の議決事項の変更についての提案理由を申し上げます。

この統合小学校校舎新築工事請負契約につきましては、本年2月の臨時会におきまして議決をいただきましたが、追加工事が発生し、議決事項の一部に変更が生じたため、議会の議決をお願いいたしたく提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第33号、工事請負契約の議決事項の変更についてをご説明申し上げます。

この度の議決事項の変更につきましては、2月の臨時会において議決をいただきました統合小学校校舎新築工事請負契約について、追加工事が発生したことにより、契約金額の変更を行うものでございます。

その主な内容といたしましては、校舎の建設場所に旧校舎の取り壊しに伴うものと思われる瓦れきが大量に埋められており、その撤去と処分費が増額となっております。

また、新校舎の電源引き込み工事に併せ、当初見込まれていない北校舎と南校舎のエアコン電源工事を追加しました。これは今後発注予定の同種工事を一度で実施することによる経費節減と電源の引き込みを一系統にすることにより、その後の維持管理が容易になると考えるからでございます。

これらの工事費を精算すると1,413万8,280円の増額となります。本変更契約案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町の条例で

あります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をいただいた契約内容の変更のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

旧校舎の解体の瓦れきが出てきたということなんですけれども、この瓦れきは新しい校舎を建てるところだけでなく、他に瓦れきが詰まっていれば、それを全部きれいにしたんでしょうか。伺います。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

今回の瓦れきの撤去の部分につきましては、現在の笹川小学校の新校舎を建設しております、その基礎となる部分で出てきた瓦れきという形の撤去という形です。ですから、その他の部分につきましては、特にさわっていないというのが現状です。

議長（城之内一男君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

ちなみにその瓦れきの量、何 m^3 あったんでしょうか。

暫時休憩とします。

（午後 3時07分 休憩）

（午後 3時08分 再開）

議長（城之内一男君）

それでは再開します。

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在、その変更の設計書につきましては、手持ちにございませんので、明日の議会におきましてご説明させていただくということで、よろしくお願いいたいと

思います。

議長（城之内一男君）

よろしいですか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻にご参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 3時09分 延会）